

令和元年度宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

令和2年3月23日（月）午前10時30分から正午まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台2階ホール1

3 出席者

(1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（13名出席）

4 議事要旨

(1) 開会

(事務局・狩野総括)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和元年度宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部次長の武内より、一言御挨拶申し上げます。

(武内保健福祉部次長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部次長の武内でございます。
- 本日は、年度末の大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日の議題でございますが、お手元の次第にありますとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会の報告書」並びに「手話言語条例（仮称）の制定方針（案）及び骨子（案）」について御審議いただくこととしております。
- まず、「条例検討会の報告書」につきましては、昨年6月県議会において、条例の制定過程に障害当事者が参画する「検討会議」を設置することを表明し、広く障害当事者や民間事業者、学識経験者等からの意見聴取及び意見交換を目的として、昨年8月から今年1月まで計6回の会議を開催いたしました。本日の協議会では、この検討会でいただいた主な御意見について御審議いただくこととしております。

- また、手話言語条例（仮称）につきましては、こちらも昨年6月県議会において、別に条例を制定する方針を表明し、その後、宮城県聴覚障害者協会や宮城県手話通訳問題研究会の方々と意見交換を重ね、条例の骨子（案）について検討を行ってまいりました。本日は、その内容について御審議いただくものです。
- この他、報告事項として、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」、「宮城県船形コロニーの整備状況」、「視覚障害者情報センターの建替整備」及び「発達障害児者への支援体制整備」について、御報告させていただきます。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしく願いいたします。

（事務局・狩野副参事）

- ここで、前回開催の会議以降、人事異動等の関係から、新たに就任いただきました委員を御紹介させていただきます。
宮城県特別支援学校長会の跡部 久美（あとべ くみ）様です。
- また、本日所用のため欠席しておりますが、宮城県町村会 副会長の櫻井 公一（さくらい こういち）様にも委員をお願いしております。
- どうぞよろしく願いいたします。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長をお願いいたします。
阿部会長よろしく願いいたします。

（阿部会長）

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会の報告書」と、「手話言語条例（仮称）の制定方針（案）及び骨子（案）」について審議することとなっております。
- また、報告事項として4点、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」、「宮城県船形コロニーの整備状況」、「視覚障害者情報センターの建替整備」及び「発達障害児者への支援体制整備」について報告いただくこととなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、事務局から議事の「（1）障害のある人もない人も共生する社会づく

り条例（仮称）検討会の報告書について」説明をお願いします。

（２）議事

（１）「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会の報告書について」

①事務局説明

（事務局・小松課長）

- 障害福祉課長の小松でございます。よろしくお願いいたします。
- それでは、議事の（１）「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会の報告書について」、資料１－１及び資料１－２に基づき、御説明させていただきます。
- 説明の前に、若干、振り返りになりますが、この「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」の制定に向けては、一昨年（平成３０年）の１２月に開催いたしました、この障害者施策推進協議会において、条例の制定方針（案）と骨子（案）をお示しし、御審議をいただいた後、障害福祉団体のヒアリングや県内７圏域でのタウンミーティングを開催し、さまざまな御意見をいただいたところです。
- 団体ヒアリングやタウンミーティングでは、条例の内容に関する御意見もさることながら、条例制定過程に障害当事者の方々の参画を求める御意見と、この条例とは別に、手話言語条例を分けて制定していただきたいとの御意見が強くあり、ちょうど１年前になりますが、昨年（平成３１年）３月に開催いたしました、この協議会の場で、２つの団体の方々から、直接、会として御意見を伺う機会を設け、委員の皆様から「事務局で、よく検討を行っていただきたい。」とされたところです。
- それを受けまして、障害当事者の方々の参画については、今年度、検討会を新たに設置し、これまで意見交換等を行ってまいりました。
- 本日は、その検討会での意見交換の状況等について、お手元の資料で御報告させていただきます。
- それでは、資料１－２「検討会報告書の本編」をご覧ください。
- １枚おめくりいただきまして、１ページですが、まず、検討会の概要についてですが、１の目的につきましては、「条例の制定に向けて、広く障害当事者や学識経験者等からの意見聴取及び意見交換を行う」ことを目的に、検討会を設置したものです。
- １枚おめくりいただき、２ページですが、３の構成員は、障害当事者９名と、学識経験者や弁護士、事業者等の関係者８名の計１７名で構成いたしました。
- ３ページ、４の開催状況及び検討事項ですが、昨年８月から今年１月まで、全６回の会議を開催し、条例の構成や規定する内容等について、各回、条例の骨子（案）の項目に沿って、表の右側の検討事項になりますが、意見聴取及び意見交換を行い

ました。

- 1枚おめくりいただき、次の4ページからが、検討会における意見の概要になります。
- まず、報告書の全体のまとめ方ですが、検討会では、さまざまな御意見をいただきました。いただいた御意見のうち、条例の構成や規定すべき内容についての御意見は、黒いひし形のゴシック体で、「意見があった。」と表現しています。また、11ページをご覧ください。2つの意見があった場合は、「両論があった。」と表現しております。
- 次に、具体的に条文に規定する際の文言についての意見については、7ページにありますように「意見が述べられた。」と表現しています。さらに、条例制定後の施策、あるいは事業ベースの御意見については、15ページにありますように「要望があった。」という表現にしております。
- それでは、本日、時間の関係もありますので、各項目の主な、条例に規定する内容についての御意見を、御紹介させていただきます。
- 初めに、4ページの1の条例の構成についてですが、その下の四角の箱枠の中が、事務局から提示させていただいた案になります。
- これに対しての御意見ですが、下の方、まるの1つ目ですが、条例には、制定の趣旨、現状認識、差別をなくし全ての県民が共に安心して暮らせる環境をつくっていく決意などを述べた「前文」を設けること。
- 5ページにお移りいただき、上からまるの2つ目、東日本大震災のとき、特に障害者は非常に厳しい状況に置かれたことを踏まえ、「災害時の対応」について規定してはどうか。といった御意見がありました。
- また、まるの4つ目、差別は、障害に対する理解不足に起因して起こり得ることから、障害や障害者、精神疾患に対する「理解の促進や普及啓発」が重要であるといった御意見がありました。
- 次に、9ページをご覧ください。9ページの下の方になりますが、4の関係者の役割・責務については、1枚おめくりいただき、真ん中のひし形の障害者の責務を規定すべきかについては、複数の御意見がありました。
- まず、規定した方がよいとする御意見として、障害者が、必要な支援を可能な範囲で伝えることにより、理解を得られるよう努める旨を規定してはどうか。といった御意見と、
- 規定する必要はないとの御意見では、障害者の責務は、県民の役割で読み込める内容であり、障害の種別などによって伝える困難さがあるので、あえて規定する必要はないのではないか。という御意見。
- 11ページにお移りいただき、その他として、規定するしないに関わらず、障害

者の発信は、メッセージ性があり、効果があるのではないかと。といった御意見などがありました。

- 次に、12ページをご覧ください。12ページの下、5の障害を理由とする差別の禁止については、13ページにお移りいただき、意見の概要の下のひし形ですが、不当な差別的取扱いの具体例を条例に規定するか、あるいは骨子（案）のとおり、条例では包括的・抽象的に規定し、具体的な事例はガイドライン等を策定するかについては、
- 条例に具体的に規定した方がよいとする御意見として、まるの1つ目ですが、差別の事例を具体的に規定した方が、事業者や県民にとって、何が差別に当たるか分かりやすい。といった御意見と、
- 次のページの真ん中になりますが、条例では包括的・抽象的に規定し、具体的な事例はガイドライン等を策定した方がよいとする御意見として、差別的取扱いの具体例は、ガイドラインに記載し、その時々状況に合わせて柔軟に対応する方がよいという意見や、規定されていない行為は差別ではないと誤解を招くおそれがある。といった意見がありました。
- 次に、16ページをご覧ください。6の合理的配慮の提供義務については、17ページですが、事業者に対する合理的配慮の提供義務を「法的義務」とするか、骨子（案）のとおり「努力義務」とするかについては、
- 法的義務とすべきとの御意見として、障害者にとって、日常生活の多くで事業者との関わりが不可欠であり、適切な合理的配慮が提供されることは重要であることから、事業者についても、法的義務として良いと思う。という御意見と、
- 努力義務とすべきとの御意見として、まるの2つ目ですが、努力義務とした方が事業者も話し合いやすく、相互理解・解決に向けた話し合いが進むのではないかと。という意見がありました。
- また、1枚おめくりいただき18ページですが、上から4つ目のまるですが、合理的配慮の提供は、双方の理解、受諾の上で成り立つものであるから、お互い、解決に向けた「建設的な対話」が重要であるとの意見がありました。
- 次に、19ページをご覧ください。7の相談体制については、1枚おめくりいただき、20ページの一番下ですが、県は範囲が広いので県庁と保健福祉事務所の圏域ごとに、相談員を配置すべきといった御意見や、21ページのまるの2つ目ですが、相談を受けた後の対応について、解決方法が適切であったかを検証し、フィードバックできる体制に取り組んでいただきたいとの実務面での要望がありました。
- 次に、23ページをご覧ください。情報保障に関することにつきましては、全体的に、手話通訳や要約筆記といった「意思疎通支援者」の養成についての御意見のほか、28ページですが、下から3つ目のまるで、新しい情報通信技術を積極的に

活用した事業の実施を求める意見がありました。

- 以上、主な内容について御紹介させていただきましたが、検討会で出された御意見について、ほぼ、網羅した形で報告書に記載しておりますので、後ほど、お読みいただければと思います。
- なお、今後のスケジュールですが、この検討会の報告書を尊重しながら、今後、条例の素案づくりを行い、この協議会で御審議していただいた上で、その後、素案に対する障害者団体等へのヒアリングを実施し、県民の皆様からも御意見をいただきながら、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
- この件については、以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、条例の制定に向けて、広く障害当事者や学識経験者、事業者等からの意見聴取及び意見交換を行うことを目的に、昨年8月から今年1月までの間、計6回の検討会を開催したとのことでした。
- 検討会における意見の概要としては、条例の構成については、「前文を設けること」、「見直し規定を設けること」、「災害時の対応について規定すること」、「障害や障害者、精神疾患に対する理解の促進や普及啓発に関する規定を設けること」、といった意見があったとのことでした。
- また、障害を理由とする差別の禁止については、「不当な差別的取扱い」の具体例を条例に規定するか、あるいは包括的・抽象的に規定し、具体的事例はガイドライン等を策定するかについては、両論あり、合理的配慮の提供義務について、事業者の義務を「法的義務」とするか「努力義務」とするかについても両論あったとのことでした。
- 情報保障に関することについては、手話通訳員や要約筆記者といった「意思疎通支援者の養成」のほか、「新しい情報通信技術」を活用した事業の実施を求める意見があったとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

(川村委員)

- 私からは条例の名称と基本理念について申し上げます。
- まず、仮称となっておりますが、この条例の名称がわかりにくく、何をゴールとしているかが不明確であると思います。
- 資料1-1の2の「条例の目的・基本理念について」について、条例の名称には、「共生社会の実現」と「障害者に対する差別の解消」の2つの言葉を入れた」とあ

りますが、順番的には「障害者に対する差別の解消」が先で、それが共生につながるのではないかと思います。

- このことに関連して、「共生」という言葉のイメージを事務局も各委員も色々持っているのではないかと思います。その「共生」のイメージについて話し合われたのであれば、それをお聞かせください。
- また、何の条例なのかというのを条例名に明記するだとか、前文に差別の定義などを明記するならば、不当な差別的取扱いや合理的配慮の例などを別冊ガイドラインに記載するでも良いと思います。

(阿部会長)

- 4点程度要点があったかと思います。
- まずは、条例の名称がいまひとつわかりにくい、伝わりにくいものになっているのではないか。
- 2点目は、条例の目的・基本理念について、ここは二つ御指摘があったかと思えます。
- 1つ目は、ポイントである「共生社会の実現」と「障害者に対する差別の解消」の二つがあげられているが、順序の表記の仕方が反対ではないか。
- 加えて、共生社会の具体的なイメージがわかりにくいし、検討会でどのような議論があったのか、もしあったならばお教え願いたいということ。
- それからガイドラインについてのご提案があった。
- これらについて、事務局から回答願いたい。

(事務局・小松課長)

- まず、条例の名称については、障害を理由とする差別の禁止ですとか、障害を理由とする差別の解消という形の文言を用いて、障害を理由とする差別の解消に努めるのだと条例を見てわかるような名称にさせていただきたいというご意見がありました。できるだけシンプルにというお話しもいただいたところです。
- もう一つの、ポイントのまとめ方が反対ではないかというところですが、ご主旨としてはその通りだと思います。
- この条例の制定につきましては、障害を理由とする差別を解消し、情報保障もしっかり行いながら、障害があってもなくても共生する社会を作っていきましょう、というのがこの条例の根本であり、スタート地点でもありますので、順番についてはまとめ方としてそのようにまとめておりますが、お話しいただいた趣旨のとおりで進めてきている状況です。
- それから「共生」という文言について、今回我々が条例制定しているのがあくまでも障害を理由とする差別を解消し、という前提があります。
- 条例の検討会の中で、色々たとえば男女、国籍という話も最初の段階でもあった

のですが、この条例はあくまでも障害を理由とした差別を無くして、障害があってもなくても共生する社会を目指していくのだ、というお話しをさせていただいて、それについては検討会の中でもご了解いただいたということがございました。以上です。

(阿部会長)

- これからこの協議会でも次回以降、趣旨はその通りだということで、名称をどうしていくか。
- それから「共生社会の実現」と「障害者に対する差別の解消」はまとめ方の表記でこうしてしまっているけども、検討会においては御指摘のとおり反対の順序で議論が進められてきておりました、とのことでした。
- それから共生社会の言葉の意味についても、今の順序の話と同じような理解で進めてきていた、ただし条例制定の最終的なゴールにおいては、共生社会の構築、実現とかが使われておりますので、この条例においては、というところを県民の皆さんに伝わるようにどこかで配慮することが必要なのかな、というのが事務局の受けとめだと思います。
- 川村委員、よろしいでしょうか。※異議なし。
- 他にご意見や質問等頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(佐藤委員)

- 東日本大震災のところの記載ですが、この頃は地震だけでは無くて、丸森町や北部の大水害などもありますので、やはり災害時や緊急時についての規定については必要ではないかと思います。
- 差別の具体例を条例そのものに盛り込むというのはなかなか難しいかな、というのが私の考えです。
- つまり、どれを盛り込むかとなると、重要なものを盛り込んだというと、重要か重要じゃないかという価値判断が出てきてしまいますし、どんな差別でも重要なものに盛り込まれているものと盛り込まれていないものがあるというもおかしな話になるので、柔軟にガイドラインを作ってその周知徹底を図るほうが良いのではないかと、というのが私の考えです。
- それからもう一つ大事なのが、合理的配慮の提供義務は法的義務にするのがこれからの条例としては当然だと思います。
- 法律もいずれは法的義務に変えていくというのが大きな流れですから、今私たちが宮城県条例を作るのであれば、国の方針を待たずに法的義務にしたほうが良いのではないかとということと、それから、法的義務にしたほうが良いと思う根拠は、努力義務だと使用者側が土俵に乗らないこともあり得る、努力義務に過ぎないのだから、使用者として建設的な対話に応じる必要は無いと言われた時に、なかなか難しいの

ではないかと。

- 法的義務にしたからといって罰則があるわけではないので、使用者側にも土俵に乗ってもらってそこで建設的対話を続ける、つまりお互い喧嘩するのではなくて何が必要で何かできてどこまでならできるか、そういうコミュニケーションをとって社会を変えていきたいと思いますというのが目的ですから、なるべくそれが可能になるようにするには使用者と事業者側を土俵に乗ってもらえるように法的義務にするのが妥当なのかなと考えています。

(阿部会長)

- 3点とも積極的なご意見と承らせていただきました。
- 1つ目は東日本大震災を踏まえてということで、障害をお持ちの方への配慮・対応ということはこの条例に生かすことは必要だということ。
- 私の受け止め方でしたが、その後の大規模水害等も経験しているのでその辺も踏まえてということがよろしいのではないかと、ということを含んでいらっしゃるように受け止めさせていただきました。
- それから、差別の取扱いについての具体例を条例に盛り込むか否かについては、柔軟に取り扱うほうがよろしいのではないかと、ガイドライン等での対応がよろしいのではないかと意見をいただきました。
- それから、合理的配慮の義務を法的義務にするか努力義務にするかについては法的義務のほうがよろしいのではないかと。
- それぞれ2つ目と3つ目のご提案については、佐藤委員のお考えを示していただいたところです。
- 質問ではないので事務局に御対応いただかなくても今日のところはよろしいかと思いますが、もし事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局・小松課長)

- 災害についてはあまり検討会では大きなご意見はいただかなかったのですが、災害時差別を受けた、というよりは合理的配慮が提供されなかったところのほうが強いのだろうというところはございましたけども、それはご意見ということでございました。
- 後半の2つについてはまさに検討会でもさまざまなご意見が出ておまして、ただ今委員からお話のあったような考えもございましたし、やはり具体的に差別にはこのようなものがあるのだと、さまざまな場面でおおむね十個を少し超えるくらいの事例を載せた方がいいのではないかと、という御意見もいただきました。
- それから、事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とすることにつきましても、さまざま御意見をいただきまして、報告書にまとめております。
- 法的義務としても、条文に「その実施に伴う負担が過重でないとき」という文言

が入っている関係もございまして、過重でないときの線引きがない中で法的義務とされるのは少しきついのではないか、という御意見も検討会ではありました。

- ただ今の御意見等を踏まえながら今後素案づくりを行ってまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

(阿部会長)

- 是非、今の御意見も参考に素案の策定にあたっていただきたいと思います。
- 他にございませんか。

(森委員)

- 資料1-1の左下に今後のスケジュールについて記載がありますが、これは検討会で話し合われた内容ではないと思いますので、ここに記載するのは不適切だと思いました。
- 前回団体ヒアリングやタウンミーティング等で454件の意見があったとの報告を受けていますが、その中の123件が制定プロセスに関する意見でした。
- 障害当事者や団体、県民を含め条例の制定プロセスに非常に強い関心を持っていますので、検討会の報告書の概要である資料1-1に今後のスケジュールが入っていることに私としては納得できない。
- 制定プロセスについてもきちんとこの障害者施策推進協議会の場で確認していくべきだと思います。
- その一つは、このスケジュールにはタウンミーティングが入っていないのですが、これはしないという意味なのか、あるいは団体ヒアリング等の「等」に入っているのか、その辺を含めて確認していく必要があるのではないかと思います。
- もう一つは、障害者差別解消法が施行後3年を経過したので、内閣府の政策委員会で見直しの検討がなされています。
- 当初は2月の委員会で結論が出される予定でしたが、なかなか結論がまとまらず、4月17日の政策委員会に持ち越されています。
- その議論では、先ほど佐藤委員から御指摘のあった事業者の合理的配慮の提供義務の法的義務の問題や、それ以外にもさまざまな大事な問題が取り上げられています。
- 障害者差別解消法は国連の障害者権利条約を批准するために国内法の整備の一環として制定された法律ですが、政策委員会の中間の報告では、差別解消法の内容が権利条約の内容と整合性がとれていないのではないかと指摘されており、私も同意見です。権利条約で合理的配慮について、法的義務か努力義務かという議論は一切されていませんので。
- 内閣府の政策委員会の結論は4月に出されると思いますので、幸い宮城県はその議論を踏まえた条例づくりができるのではないかと考えております。

- 私からは、今後のスケジュール案をこの施策推進協議会でも確認すべきではありませんか、ということをご指摘させていただきました。

(阿部会長)

- スケジュール案につきましては、森委員からの御指摘を私の方でこのように整理させていただきます。
- 1点目は、検討会の報告書本文には今後のスケジュールについて触れられていないので、その概要版にスケジュール案が記載されているのはいかなるものかと思えますので、その部分について事務局の説明を求めます。
- それから本日の協議案件の1件目はこの検討会の報告書案をご了承いただけますか、ということですので、今後のスケジュール案については改めてこの協議会にお示しいただいてお諮りいただけるのか、それともこの場でタウンミーティングの実施についてある程度事務局で想定構想しているものがあれば、お聞かせいただいてもかまわないと思います。
- 以上2つのことについて事務局からお願いします。

(事務局・小松課長)

- 御指摘のとおり、大変申し訳ございません。この条例の検討会の中で今後のスケジュールについて議論したということではございません。最終回で今後のスケジュールについての御質問にお答えした内容を掲載しておりました。資料作りについて、今後は注意してまいりたいと考えております。
- 今後の進め方について事務局が考えている案が資料1-1の左下に掲載しているものです。委員の皆様にも正式にお諮りして決定すべきことと考えておりますので、この場でお諮りした方がいいのか、次回改めてお諮りすべきかにつきましては、事務局で検討させていただきたいと思えます。

(阿部会長)

- 今後のスケジュールは、直接的には検討会では取り上げられなかったということですので、私としては改めて次回以降この協議会でスケジュール案について、森委員から御指摘のあったタウンミーティングについて検討いただき、御提案いただきたいと思います。
- それから検討会の報告書の取り扱いについては、慎重な対応をお願いしたいという森委員の御指摘はそのとおりかと思えますので、事務局には受け止めていただいたということで、よろしいかと思えます。
- また、内閣府の政策委員会での議論が非常に有益であるとの情報提供だったかと思えます。
- まだ御意見があらうかと思えますが、本日は他にも協議案件や報告事項が多数ありますので、先に進めたいと思えますがよろしいでしょうか。※異議なし

- それでは、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会の報告書を本協議会においても了承するというところでよろしいですか。※異議なし
- ありがとうございました。
- それでは、了承するという事にさせていただきます。

（２）「手話言語条例（仮称）の制定方針（案）及び骨子（案）について」

（阿部会長）

- 続きまして、議事の２つ目、「手話言語条例（仮称）の制定方針（案）及び骨子（案）について」事務局から説明をお願い致します。

①事務局説明

（事務局・小松課長）

- 先ほどの振り返りでも御説明いたしましたが、議事の（１）の条例とは別に、手話言語条例を制定していただきたいとの御意見を踏まえ、知事からも「別に手話言語条例を制定するように」と指示されましたことから、今回、その制定方針（案）と骨子（案）について、御審議をいただくものです。
- それでは、お手元の資料２「手話言語条例（仮称）の制定方針（案）及び骨子（案）」をご覧ください。
- まず、制定方針（案）の１の背景ですが、手話言語を巡る国、全国及び県内の状況について、まとめたものです。全国の状況欄ですが、令和２年２月２５日現在で２７の道府県で手話言語条例が制定されているところです。
- 次に、２の本県における聴覚障害者の現状ですが、（１）聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方は、昨年４月現在で、１級から６級まで合計で、６、１１３人となっております。
- 級別の人数については、記載のとおりですが、概ね１級、２級の方は両耳全ろう、３級は「耳介に接しなければ、怒鳴り声や叫び声を理解し得ない状況」、６級でも「４０cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない状況」とされています。
- また、（２）の県内の聴覚支援学校等における聴覚障害児・者の在籍状況ですが、聴覚支援学校で７８名、その他の特別支援学校で２７名、特別支援学級の中学校までで４７名の児童・生徒が在籍している状況となっております。
- 次に、３の本県の手話通訳の現状ですが、手話通訳士は、県内に在住している方が合計で３３名、手話通訳者は１６０名、手話奉仕員が２７６名となっております。
- こうした現状を踏まえ、右側の４の条例の枠組み、軸とする考え方ですが、まず、手話に対しては、学校教育において禁止されていた歴史や、「手まね」と言われ蔑まれた時代があったこと、あるいは、生まれながらに聴覚に障害があり、音声による日本語を獲得・習得することが困難な方にとって、手話は大切な言語であることなどに対する理解の不足があります。

- また、手話によってコミュニケーションをとることができる環境は、社会の中で、まだまだ不足しているという現状にあります。
- このことから、「言語としての手話の認識の普及」と「手話を習得する機会の環境整備」の2つをこの条例の柱とし、手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及することによって、「ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会を実現」することを、この条例の軸に据えたいと考えております。
- 続きまして、条例の骨子（案）ですが、大きく分けて2つの部分で構成することとし、1として「目的や理念等」を、2として「言語としての手話の普及」について規定したいと考えております。
- まず、1の「目的や理念等」では、目的・定義・基本理念をはじめ、県の責務、県民の役割、ろう者などの役割について、それぞれ表の右側に記載のような内容を規定することとし、
- 2の「言語としての手話の普及」では、上から順に「計画の策定及び推進」「手話を学ぶ機会の確保」「手話通訳者等の養成等」「学校における手話の普及」「手話に関する調査研究」最後に「財政上の措置」について、それぞれ右側に記載のような内容を規定することとしてはどうかと考えているところです。
- なお、他の道府県における手話言語条例では、これらの他、「情報の取得や意思疎通における障壁の除去」、「障害のある人に配慮した情報発信」、「意思疎通の手段の普及等」を規定しているところもありますが、これらについては、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）の方で、手話に限らず、規定することにしております。
- こちらの条例についても、今後、条例の素案づくりを行い、この協議会で御審議していただいた上で、その後、素案に対する障害者団体等へのヒアリングを実施し、県民の皆様からも御意見をいただきながら、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
- この件については、以上です。

②質疑応答

（阿部会長）

- 事務局からの説明では、手話言語条例（仮称）の制定に当たっては、「言語としての手話の認識の普及」と「手話を習得する機会の環境整備」をすることにより、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指すことを条例の枠組みとするとのことでした。
- 具体的な条例の骨子（案）は資料2の右側に示されました。言語としての手話の普及については、県民が手話を学ぶ機会の確保や学校における手話の普及等を図っていくとのことでした。

- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

(川村委員)

- 私からは2点あります。まず、1つ目が義務教育の場で英語を学ぶように手話を学ぶ機会があれば、多くの県民が基礎的なものであっても手話を獲得する機会となると思いました。
- 次に、これは質問になるのですが、聴覚障害者であっても、例えば中途障害の方など、必ずしも手話を理解できる方ばかりではないと思いますので、合理的配慮の提供として聴覚障害者の方とコミュニケーションをとる場合は、手話に限らず筆談など、個々人に合った方法を選択することが必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

(阿部会長)

- 今の御発言は、質問という意味もあるのだと思いますが、御提案という意見という意味もあるかな、と思ってお聞きしました。
- 1つ目は、言語としての手話の普及として、教育の場、特に義務教育の場で学ぶことの意義がとても大きいのではないか、という御意見だったかと思えます。
- 2つ目は、例えば中途障害者としての聴覚障害者の方々のことと合理的配慮ということとを踏まえると、手話言語以外の他のコミュニケーションの可能性についても目配りがあった方がよろしいのではないか、という御意見だったかと思えます。
- 事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局・小松課長)

- 1点目の義務教育の中で手話を、とのことですが、御主旨としては非常に分かるのですが、今回は県の条例で規定する内容を検討しております。義務教育の中の教科として手話を教えるということであれば、学習指導要領の改定など、国全体で考えるべきものと考えておりますので、宮城県が条例で規定することは困難かと思えます。
- それから、2つ目の例として挙げられた中途障害者の方についてですが、基本的にこの条例では、手話の普及、手話でコミュニケーションをとる方を対象として想定しております。
- 聴覚に障害があっても、手話を解さない方のコミュニケーション、情報保障につきましては、先ほどの差別解消情報保障条例で包括的に規定していこうと考えております。
- 手話を使用して日常生活を送る方についての、言語としての手話の保障ですとか、手話で生活しやすい地域社会を整えていくことについては、この手話言語条例で規定していきたいと考えております。

(阿部会長)

- 川村委員よろしいでしょうか。※大丈夫です。ありがとうございました。
- 事務局からの説明については、私も分かりました。ただ、手話言語への理解の促進ということもありますから、できるだけ低年齢児の時から手話言語に触れるような機会を義務教育の場ではない形で作ることができるかどうかということを検討いただければと思います。

(佐藤委員)

- 骨子案の中に「ろう者の役割」という項目がありますが、障害当事者の役割を規定する必要があるのでしょうか。ちょっと違和感がありましたので、質問いたします。

(阿部会長)

- 当事者にこのような内容を求めることを条例に規定することに違和感がある、という御質問と御意見かと思えます。
- 事務局、よろしくお願いします。

(事務局・小松課長)

- 先ほどの、議題の1つ目の差別解消条例では、障害当事者の役割を規定することについて賛否両論ありました。
- ただ今の議題である手話言語条例（仮称）の制定にあたりまして、何度か聴覚の団体の方と支援者である手話問題研究会の方と意見交換をさせていただきました。
- 当初、我々の原案では、ろう者の役割については入れていなかったのですが、何度か意見交換を行う中で、団体の方々から条例の中にしっかりと我々の役割を規定していただきたい、これは会としての総意であるとの御意見をいただきまして、この様な骨子案としたという経緯がございます。
- 私からは以上です。

(阿部会長)

- 佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

- 会の総意だということであれば、そうなのでしょうけれども、団体の役割がある中で、個々人の役割を規定する意味が今ひとつ分かりかねます。個々人がそれぞれに発信せよ、ということなのでしょうか。

(事務局・小松課長)

- 我々も是非、県民の方々への理解の促進とか普及啓発を一緒にやっていきたいという御意見だったかと思えます。
- 責務とされる、義務とされる、というよりは、我々も一緒になってこうした取り組みをしていきたいという御意見だったと感じております。

(阿部会長)

- よろしいでしょうか。
- おそらくは、議事の1の報告書の中にもありましたが、障害当事者の発信はメッセージ性が強いということだろうと思います。
- 私自身も、障害当事者とのやりとりで、ああそうか、という理解をさせていただいた経験がありますので、とりあえずはご了解いただきたいと思います。
- 事務局の説明では、今後この骨子案をもとに具体的な条例案がこの協議会に出されてくるようですので、それを受けて議論を進めていただくということで、本議題である手話言語条例(仮称)の制定方針と骨子の案をご了承いただくということでよろしいでしょうか。
- はい、森委員

(森委員)

- 制定プロセスにこだわって申し訳ないのですが、前回の差別解消条例のときは方針と骨子の案に加え制定プロセスについても案が出てきたように記憶しているのですが、今回制定プロセス案がないのは何故なのかをお聞きしたい。

(阿部会長)

- 事務局、よろしくお願いします。

(事務局・小松課長)

- 御指摘のとおり差別解消条例では制定プロセスまで含めて御提案させていただきました。
- 今回、あえて制定プロセスに触れていないというわけではなく、今回この制定方針案と骨子案をお認めいただければ、今後素案づくりを行うのですが、その段階で両条例の進行程度が同じになると考えております。
- 今後の進め方としては、できれば差別解消の条例と手話言語条例の素案を一緒に施策推進協議会にお諮りする等、同じ形で進めていきたいという思いがございまして、手話言語条例には制定プロセスを記載しなかったという次第です。

(阿部会長)

- 森委員よろしいでしょうか。

(森委員)

- 制定過程、プロセスが我々委員に見えないというのが気になります。本日、傍聴に聴覚の団体の方が何人かお見えですが、多分個別にヒアリングをするのでしようし、他にも手話の団体の方々にもするのでしょうか、そこでどのような意見が出されたのか、事務局がそこで出された意見を踏まえて素案を作成するのでしょうか、その過程が見えないと、なかなか協議会としても意見を言いづらいというのがございまして。

- そのように感じておりますので、先ほどの差別解消の条例と同じように、今後のスケジュールをどのようにするのか、素案をこの協議会で協議してパブリックコメントを実施するのか、団体ヒアリングはどの団体に実施するのか等、見える形でお示しいただくのが、よろしいのではないかと思います。

(阿部会長)

- 今の森委員の御意見ですが、次のように受け止めさせていただきました。
- 一つは、今回の差別解消条例の審議の際にスケジュール案をお示しいただくことにしておりますので、こちらの手話言語条例についても同様に策定スケジュールをお示しいただきたいということ。
- それから可能であれば、関係団体の意見聴取の内容をとりまとめたものをこの協議会に出していただくと委員も考えやすい、意見を言いやすいのではないかと、という御提案の含みもある御意見だったのではないかと思いますので、いかがでしょうか、少し御負担をおかけしますが御用意いただければなおよろしいかと思えます。

(事務局・小松課長)

- 今後の制定プロセスにつきましては、先ほどの差別解消の条例と手話言語条例について次回見える形でお示しさせていただきたいと思えます。
- それから手話言語条例の方ですが、聴覚の団体の方々と意見交換をさせていただきました。本来であればこの協議会で制定方針案と骨子案についてご了解をいただいて、その上で各団体にあたるのが基本かと考えておりますので、今後はそのような形をとってしっかりとやっていきたいと考えております。

(阿部会長)

- では、今後ということで、いただいた御意見を生かしていくということで、先ほどお諮りしたのですが、本議題の手話言語条例（仮称）の制定方針及び骨子の案についてお認めいただくということでよろしいでしょうか。※異議なし
- どうもありがとうございました。

(3) 報告事項

(1) 「宮城県障害福祉計画の進捗状況について」

①事務局説明

(事務局・小松課長)

- 第5期宮城県障害福祉計画の実績について御報告させていただきます。第5期の計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間としており、今回、第5期としては1回目の進捗状況調査となります。
- 資料は、3-1の概要版と、計画全体の進捗状況を取りまとめた資料3-2の2種類を配付しております。本日は、資料3-1の概要にそって御説明いたします。

- 資料3-1を御覧下さい。この概要版は、1の成果目標の達成状況抜粋では、障害福祉計画の成果目標のうち主な項目である(1)の地域生活移行と、(2)の一般就労移行について、2の各年度3月における障害福祉サービス等利用状況では、平成29年度と平成30年度の利用者数の実績を記載しております。
- まず、1の成果目標の達成状況についてですが、地域生活移行者数は、平成29年度から平成32年度までで113人とするとした目標に対して、平成30年度末時点で累計40人、達成率は35%となっております。この地域生活移行者数のうち16人はグループホーム(共同生活援助)を利用しており、グループホームの利用者数については、右側のグラフにお示ししているとおり、青色の実績ですが、年々増加傾向にあり、平成30年度の利用者は2,349人、計画値にはあと104人足りない状況です。
- 次に、(2)の一般就労移行者数ですが、福祉施設を退所し、一般就労する者を令和2年度までに460人とするとした目標については、平成30年度末時点において392人、達成率は85%となっております。また、右側の就労移行支援事業所利用者数を令和2年度までに871人とするとした目標については、平成30年度末時点において814人、達成率は93%となっております。
- 一般就労移行者数、就労移行支援事業所の利用者数ともに増加傾向にあることから、順調に推移しているものと考えております。
- 次に、2の各年度3月における障害福祉サービス等利用状況ですが、右側のピンクの棒グラフが平成30年3月で、右側の青のグラフが平成31年3月となっておりますが、就労継続支援B型の利用者数が4,757人と最も多く、計画で見込んでいるとおり、ほとんどのサービスにおいて前年度より利用者数が増加している状況です。
- 第5期計画については、必要に応じて、計画の変更等の措置を講じることとされておりますが、各目標について概ね順調に推移していることから、計画最終年度にあたる令和2年度においても、引き続き本計画に基づいて、各事業等取り組んでまいりたいと考えております。

- なお、来年度においては、令和3年度を始期とする第6期障害福祉計画の策定年度となっております。今年度の実績については、来年度の早い時期に取りまとめを行い、結果を踏まえながら、本協議会において次期計画の御検討をいただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いたします。
- この件については、以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがあればお願いします。
- (相馬委員)

- 年間一般就労移行者数の推移で、一般就労移行者数が年々増えているのは大変嬉しいことだと思うのですが、この中で、定着率、例えば一般就労したそれ以降どのくらい勤めていられるのか、あるいはずっと継続しているのか、そういう定着率がもし分かるようでしたら、教えていただきたいと思います。

(阿部会長)

- 一般就労移行者数の推移について、これをカウントしているのは移行した時点なのかどうか、それに関連して、定着率についてデータの把握があれば教えていただきたいという二つの御質問、事務局からお願いいたします。

(事務局・小松課長)

- おっしゃるとおり、一般就労した瞬間でこの人数を把握しておりますが、この調査とは別に、毎年一般就労した方の定着率の調査も別途行ってございます。定着した以降、1年後、2年後、3年後、という形で調査をしておりますが、すみません、手元にデータを持ち合わせておりませんでした。確か、1年目の定着率で6割少しくらいだったと思います。2年後で半数くらいになって、3年目になりますと、45%くらいだったかと思います。すみません、正確な数字ではないのですが、全体的にはそうした定着率になってございます。

(阿部会長)

- 相馬委員、よろしいでしょうか。なお、先ほどの説明では来年度は早期に実績をとりまとめ、第6期の策定に向けて、ということでしたので、次回のとりまとめの際、今相馬委員から御指摘・御質問があったことについて、補足か何かになるのかと思うのですが、資料をご用意いただければと思います。
- 他にございませんでしょうか。

(佐藤委員)

- 一般就労移行が順調に進んでいるということで、これからでも結構なので、一般就労の内実というのでしょうか、どういう一般就労なのかということも調査していただけると本当に進んでいるのかどうか分かるのかなど。色々新聞とか読むと、障害のある人だけを一つのところに集めて仕事をさせているというのも一般就労の形としてあるとすると、それは障害のある人もない人も一緒に働きましょね、という理念からは離れている形と考えざるを得ないので、一般就労がどんどん増えてきているというのはとても良いことなので、その内実も本当に良いものかどうかということをチェックできるような調査をしていただけると、とても良いのではないかとこのように思います。

(阿部会長)

- 事務局、いかがでしょうか。

(事務局・小松課長)

- どこまで追えるのかというところがございます。前段として就労移行支援事業所を利用して一般就労につながる方が多いのですけれども、どこの企業さんに勤められたのかどうかまでは追跡できるかもしれませんが、そのあと社内で一般の方と同じ職場でどの部署に行き、どういう業務をしているのかまで、どこまで把握できるかというところがございますが、次回までに何かそうした参考になるものがあれば、お示しさせていただきたいと思います。

(阿部会長)

- 情報収集に努められるということですので、とりあえずよろしいでしょうか。大切な御意見だったと思いますので、是非御対応よろしく願いいたします。
- では森委員、よろしく願いいたします。

(森委員)

- 資料の3-1の下の方ですけど、ざっと障害者福祉サービスのメニューが載っていますが、ざっと数えたら20ですね、20しかなかったかなと思ひまして、調べたら34くらいあります。34のうち4つくらいが相談系だったと思うので、それを除くと30くらい、30のうちここ20しかないのどうなのかなと思ひて見ておりましたら、ちょうどこの会議の資料が届いてからある全盲の方からメールをいただきました。その方から、自分たちは同行援護を使ってるんだけどなかなか使いにくい、宮城県ではどうなってるんですか、といった質問を受けたんです。早速この資料を見てみると左から4番目の訪問系サービスに入ってるんですね。この訪問系サービスの中は、5つありまして、その中の同行援護。さらに資料を見たら国の計画を作る上のマニュアルみたいなあると思うんですよ、多分一括して訪問系は計画をしている。しかし、実際は5つもあるので、具体的には同行援護がどうなってるのかがよく分からない。他は全部一つ一つのサービスをチェックしてるわけですけど、一番障害者にとって身近な訪問系5つが一括りになっているのはどうなってるのかな。実態は分かっているのかな、福祉計画をつくるうえで、進捗状況もチェックするうえでその辺はどうなってるんだろうというのが疑問に思いました。

(阿部会長)

- 訪問系サービスのもう少し具体的な内容について、5つ今把握されているのか、ということでもよろしいでしょうか。

(事務局・小松課長)

- おっしゃるとおりでして、訪問系サービスということで、国指針に合わせてまとめておりますが、当然その一つ一つの積み上げでこの数字ということもございますので、その内訳についても把握をしております。次回、内訳についてもお示しいと思います。

(阿部会長)

- そのようにお願いいたします。
- 他に、よろしいでしょうか、奥田委員。

(奥田委員)

- 1のところですが、地域生活移行者数、共同生活援助利用者数というところですが、すごく地域移行を推進しているんだなというところも見受けられるんですが、逆に地域に出した利用者の方が、高齢化を迎えた中で、どうやって地域の中で今後生活していけるのか、すでにもう地域の一般住宅の中では生活できない方々がたくさんいらっしゃるのだろうなと、そういった方々の行き場というところでどのような現状になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

(阿部会長)

- 地域移行の中での障害をお持ちの方の高齢化の現状について事務局でどのように把握、認識しているかという御質問だったかと思います。お願いいたします。

(事務局・小松課長)

- おっしゃるとおり、施設から地域へ移行される方の受け皿としてグループホームという形で進めてございますが、お話しいただいたとおり、年齢を重ねて身体的な能力が落ちているとか、あるいは、障害の程度が重くなっているということで、なかなか地域での生活が難しくなっているという方がいらっしゃるというふうに考えてございます。その受け皿ということですが、一つは地域生活支援拠点等の整備ということを、県の方でも進めておりまして、いわゆる5つの機能を持った支援拠点を作るというのがあります。相談機能ですとか、専門性ですとか、あるいは体験の機会ですとか、緊急時の一時預かりですとか、地域とのネットワークを作る、そうした5つの機能を設けて、地域でお支えするというのをまず圏域ごとに現在整備を進めているという施策が一つでございます。
- もう一つは、やはりどうしても最終的には、施設に戻られる方もいらっしゃるというのが現状としてあるかと思います。次で御説明させていただきますが、船形コロニーの建て替えを行っておりまして、その一つの中にもやはり障害の重度化・高齢化で地域での生活が難しいという方の受け皿づくり、いわゆるセーフティネットづくりということをポイントとして掲げて、整備を進めているというのが現状でございます。

(阿部会長)

- 事務局からの説明に対して、いかがでしょうか。

(奥田委員)

- 拠点整備も今なかなか進まない現状なのかなと思うんですね、実際のところ、高齢の方々が非常に多い、といっても受け皿がなかなかない状況なので、そここのところきちっと計画的にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(阿部会長)

- 拠点整備について、しっかりと取り組んでいただきたいという御意見だったと思いますので、よろしく願いいたします。
- 他によろしいでしょうか。それでは、ただ今説明を受けました報告案件については、以上とさせていただきたいと思います。

(2) 宮城県船形コロニーの整備状況について

(阿部会長)

- 次に、報告事項(2)の「宮城県船形コロニーの整備状況について」事務局から説明をお願いします。

①事務局説明

(事務局・小松課長)

- それでは、現在、建替工事を行っております「宮城県船形コロニーの整備状況」について、お手元の資料4に基づき御説明させていただきます。
- 「資料4①」を御覧ください。
「事業の目的」ですが、船形コロニーは施設・設備の老朽化、入所者の高齢化や障害の重度化といった状況にあるため、外部有識者も交えた検討会において建替の方針を決定し、資料の箱枠に掲げた「基本方針」を含めた整備基本構想を策定いたしました。
- 「主な設計コンセプト」は、三つの項目を掲げており、一つ目は「ユニット化・個室化」で、建替後は10人で1ユニットを構成して日常生活を送ることとし、居室についてもプライバシーに配慮し、全室個室といたしました。
二つ目は「職住分離」で、日中に活動を行う場所と居住空間を分離することで、生活リズムの確立を図ることとしました。
三つ目は「支援のしやすさ」で、見守りやすく、動線の短い配置、バリアフリーの徹底により、支援するスタッフも働きやすい施設を目指しています。
- 次に、資料左下の「計画概要」をご覧ください。
左側に示した既存建物のうち①番から⑨番の建物は解体し、右側の図面でピンクの枠で囲った五つの建物を新築いたします。
残る⑩番は築年数が比較的新しいことから改修することとしております。
- 新築する建物については、資料右上に拡大図を掲載しております。
まず入所者が生活を送る居住棟は、入所者の障害特性を考慮しながら性格付けを行い、定員80名の建物を3棟建設します。また、その3棟の中心に入所者や通所利用者が日中活動を行う部門と給食センターを備える活動棟を、さらに左下には事務管理部門と研修部門を備える事務管理棟を新築することとしております。
- 「資料4②」をご覧ください。

居住棟1棟と活動棟を更に拡大し、内部の構成を掲載しております。

活動棟については、入所者が日中活動を行うスペースや、入所者に食事を提供するための給食センターを整備します。

- 居住棟については、オレンジ色の点線で囲った部分で一つのユニットを構成し、入所者用の居室10室に加え、リビングや食堂、浴室等を整備し、基本的な日常生活はユニット内で完結できるようにします。

また、職員が使用するキッチンやスタッフ室、洗濯室は、二つのユニットの間に配置し共用とするなど、コンパクト、かつ、使い勝手の良い施設としております。

- 次に、右側の工事スケジュールをご覧ください。

現地建替としているため、現在の機能を維持しながら段階的に整備を進めております。

現在、②の居住棟2棟の建設工事を令和2年6月竣工予定で行っております。

その後も解体と新築を繰り返し、⑥の事務管理棟の建設工事を行い、令和6年度の全面供用開始を予定しております。

- 全体事業費につきましては、総額で約89億円を見込んでおります。
- なお、施設の名称につきましては、現在建設中の居住棟2棟の供用開始予定の令和2年9月に合わせて「宮城県船形の郷」に変更することとしております。
- 「宮城県船形コロニーの整備状況について」の説明は以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、現在、宮城県船形コロニーの建替を段階的に進めており、「ユニット化・個室化」、「職住分離」、そして「支援のしやすさ」が図られるとのことでした。
- また、令和2年度内の一部供用開始に合わせて名称を「宮城県船形の郷」に変更するとのことでした。
- ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

(奥田委員)

- 幸泉学園の奥田と申します。
- ユニット型の中には、例えば行動障害や医療的行為が必要な方も含まれるような受入を検討しているのでしょうか。

(事務局・小松課長)

- 資料4の①の右側に新築エリア配置図がございます。
居住棟三棟ですが、現在A棟、B棟、C棟となっており、C棟が要介護者・医療的ケア者向けの居住棟と考えてございます。

そのため、看護部門もC棟に設置するという形で考えております。

(阿部会長)

- よろしいでしょうか。
- 他にございませんでしょうか。
- ※無し。

(3) 視覚障害者情報センターの建替整備について

(阿部会長)

- 次に、報告事項(3)の「視覚障害者情報センターの建替整備について」事務局から説明をお願いします。

①事務局説明

(事務局・小松課長)

- 次に、「視覚障害者情報センターの建替整備について」ご報告いたします。
お手元の配布資料5を御覧ください。
- 1の概要ですが、青葉区上杉にあります視覚障害者情報センターは昭和57年に建築され、経年による老朽化が懸念されておりましたが、同一敷地内に設置されております視覚支援学校の校舎及び体育館等が築約50年となり経年による老朽化が著しく、改築されることとなりましたことから、視覚支援学校と情報センターを合築して整備し、利用者や児童生徒にとって利便性が高く、多機能かつ効率的な施設とするものです。
(2)の整備予定地は、現在の視覚支援学校敷地内で、(3)敷地面積は、1万6,386平方メートル、(4)整備面積は、視覚障害者情報センター・校舎・体育館の複合施設が6,200平方メートル程度、車庫や倉庫の学校付属棟が120平方メートル程度で、(5)事業費は、約48億円を見込んでおります。
- 2のスケジュールですが、今年度、設計事業者を選定することとしておりましたが、3月18日に業者が選定されました。令和2年度、3年度の2か年で新施設的设计を行うこととしており、令和3年度に仮設情報センター・仮設校舎の建築工事、令和4年度に既存校舎などの解体工事を行った後に、新施設の建築工事を行い、令和6年度中の供用開始を予定しております。
- 建替に当たっては、これからも、利用者、ボランティアの方々、指定管理者である宮城県視覚障害者福祉協会の皆様からご意見を伺いながら検討を進め、新たな施設が将来にわたり使い勝手の良い施設となるよう進めてまいります。
- この件につきましては、以上でございます。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、令和2年度及び令和3年度の2か年で設計を行い、その

後、新施設の建築工事を行い、令和6年度中の供用開始を予定しているとのことでした。

○ ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

※無し。

(4) 発達障害児者への支援体制整備について

(阿部会長)

○ 次に、報告事項(4)の「発達障害児者への支援体制整備について」事務局から説明をお願いします。

①事務局説明

(事務局・千田班長)

○ 精神保健推進室の発達障害・療育支援班長の千田と申します。

○ 発達障害児者への支援体制整備についてご説明いたします。

○ 説明に入ります前に、県では、平成31年度組織改編により、精神保健推進室を新設し、これまで障害福祉課において所管しておりました、心のケア対策、精神科救急医療、発達障害児者支援、医療的ケア児者支援等の業務を移管しております。これから説明いたします「発達障害児者支援」については、「発達障害・療育支援班」が担当しております。

○ それではご説明いたします。

1「体制整備の概要」ですが、県では、発達障害への社会的認知の高まりによる支援ニーズの増加や多様化に対応するため、ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制整備を進めております。

○ 体制整備の基本的な考え方ですが、まず住民の一番身近な相談窓口となる市町村を一次支援機関に、各障害保健福祉圏域において支援の中核となる事業所を二次支援機関に、発達障害者支援センターを三次支援機関として、各機関の役割を明確にするとともに、対応が困難な場合には、相互に連携をして支援を行うこととしております。

○ 2「各機関の役割」についてですが、一次支援機関の市町村には、これまで明確でなかった相談窓口を決めてもらい、昨年11月に県ホームページにおいて公表したところです。また、乳幼児健診等での早期発見とその後の支援、学校や関係機関との情報共有やネットワークづくりを進めていただくこととしております。

○ 二次支援機関は、今年度新たに、発達障害児者への支援を強化するため、障害福祉圏域に障害のあるお子さんなどの支援を行っている社会福祉法人等へ、心理職又はリハビリテーション専門職を「発達障害者地域支援マネジャー」として配置を進めております。

○ マネジャーの役割ですが、市町村等から依頼のあったケースへの対応や、家族支

援等を担うこととしております。

- 三次支援機関は、これまでの発達障害者支援センター「えくぼ」に加え、昨年7月に、県直営の発達障害者支援センターを子ども総合センター内に設置し、支援の充実を図っております。
- この県直営のセンターでは、東北大学病院から医師を派遣いただき、専門機関として、一次・二次支援機関の支援力の底上げを図るため、各地域に出向いて技術支援を行うほか、早期発見・支援に資する研修の開催等を行っております。
- 3「医療提供体制の整備」については、発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成し、県ホームページに公表したほか、東北大学病院小児科に委託し、不足する発達障害専門医の養成や、定期的な症例検討会等の実施による医療機関ネットワークの形成、かかりつけ医を対象とする研修などを行っております。
- 支援にあたっては、医療、保健、福祉、教育等の各関係機関との連携が重要であると考えており、連携強化を図っております。
- 最後になりますが、新たな体制での支援を開始したところですが、地域支援マネージャー等が未配置の圏域もあるほか、支援者のスキルアップなどを図りながら、引き続き支援体制の充実に向けた取組を進めてまいります。
- 説明は以上でございます。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございました。
- 事務局からの説明では、ライフステージに応じて身近な支援を受けられる体制を目指し、機能分化と連携を軸とした重層的な支援体制の整備を進めるとともに、医療提供体制の確保や関係機関との連携強化を図っていくとのことでした。
- ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

(跡部委員)

- 拓桃支援学校の跡部でございます。
- 発達障害児への支援体制ということで大変期待しています。
- 東北大学と連携した取組について、保護者の方々から三ヶ月後、五ヶ月後と相談してからの待機期間が長いと声が上がっております。

発達障害診療医の養成とありますけども、どのくらいのスパンで今の状況が改善される見通しなのか、全然見えません。医療提供の整備について、どのくらいのスパンで解消されるとお考えなのでしょうか。

(阿部会長)

- 現状に対して、非常に危機的な御指摘をしていただいた上で、今後のスケジュール感はどのようになっているかというご質問でした。事務局いかがでしょうか。

(事務局・千葉副参事)

- 精神保健推進室長補佐の千葉と申します。
- 御指摘のとおり待機時間が長いというお話はいただいております。
ですので、地域の先生方で診ていただける先生を増やそうということで取り組んでおりますが、どのくらいのスパンでというのはお答えできる状況ではなく、これからということになるかと思っております。
- 先程申し上げたとおり、県直営の発達障害者支援センターに東北大学の小児科から先生が4月から常勤で入っていただきます。地域にも出向きながら相談、あるいは診察につなげる必要があるお子さんの見立てなどを含めてやっていきたいと思っております。そういった中で何年ということではなくて、できるだけ早い段階で医療につなげる、待機の時間が短くなるよう取り組んで参ります。

(跡部委員)

- ご父兄の方々はすぐにでも医療につながることを望んでいるのですが、すぐには解消されないということですね。
マンパワーで東北大学の先生が行ったとしても、すぐに解消されるものではないのだな、と説明を聞いて思ったところです。

(事務局・千葉副参事)

- すぐに、と言いたいところではございますが、早期に解消できるように取り組んで参ります。

(阿部会長)

- 難しいところなのだと思いますが、せっかくのこういう協議会の場というのは現場の声を聞く良いチャンスだと思いますので、今のような声や思いがあるということを事務局は受け止めていただきたいと思います。
- 他にございませんでしょうか。

(齋藤委員)

- 精神保健福祉協会の齋藤です。
- 宮城県発達障害者支援センターが昨年7月に設置された直後ぐらいに直接お電話をかけさせていただいて、直接支援のことをお尋ねしましたら、発達障害者支援センターでは直接支援はしない、支援者への支援はする、との御回答をいただいたのですが、4月から東北大学の先生が常勤でいらっしゃるということは直接支援もしていただけるという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局・千葉副参事)

- 先程ご説明したとおり、一次、二次とまずは圏域で相談にのらせていただくということにしております。
その中で特にドクターに相談が必要なケースですとか、困難ケースというものを一

次・二次から三次支援機関，県直営のセンターにあげていただいて，その中でドクターが出向きながら，必要に応じて直接患者さんやご家族と接しながら対応するというところもあると思いますが，基本的には一次・二次支援機関のほうからあげていただいて相談にのらせていただくという形になろうかと思います。

(齋藤委員)

- 市町村で処遇困難で大変困っているという際は，市町村，二次とあげていくということで，直接は無理ということですね。

(事務局・千葉副参事)

- 県直営の発達障害者支援センターで例えば保護者の方から直接ご相談をお受けするということはしてなくて，市町村・二次を経由してという形をお願いをしています。

(齋藤委員)

- 市町村からであれば大丈夫ということでしょうか。

(事務局・千葉副参事)

- はい。

(阿部会長)

- ただ今のご質問の趣旨から行くと，重層的な体制についての理解がなかなか浸透していないのかと思いました。
また，連携という点でもどうだったのかという印象を受けました。
せっかく立体的に体制構築されているのですから，重層的で機能分化を図るといったあたりについて県民の皆さんに周知を図られるよう努めていただければいいと思います。
- その他にご意見ございませんでしょうか。

(森委員)

- 第5期の進捗状況10ページの1番下ですが，提供体制について，7圏域それぞれらつきがあるのですが，仙南圏域の項目が無いことには何か理由があるのでしょうか。特別に事情等あるのでしょうか。

(事務局・山田班長)

- 障害福祉課山田と申します。
- 今の段階では理由についてつかめておりません。今後詳しく見ていきたいと思いますが，何か仙南に独特の理由があり掲載していないということはないかと思えますので，改めてこの数字については確認したいと思います。

(阿部会長)

- 特段何か意図等があるわけでは無いけれども，なぜ御指摘いただいたような状況

になっているかは現在把握をしていないので今後調べていきたい、とのことでした。

○ 他にございませんでしょうか。

※無し。

(阿部会長)

○ それでは、これで議事及び報告事項の一切を終了いたします。皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

5 閉会

(事務局・狩野副参事)

○ 阿部会長、議事進行ありがとうございました。

○ 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。

※無し。

○ それでは、以上をもちまして、令和元年度宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

○ 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。